「五輪坊」で使っていた不要品を無償でお譲りします。

「武蔵の里研修センター 五輪坊」を解体撤去に伴い、使わなくなったけど捨てるにはもったいない・・・」そんな品物を市民の方、自治会、市内事業者に無償でお譲りします。手続きは簡単です。受付して、気に入ったものがあったら整理番号を貼り付けてください。(搬出は各自でお願いします。)

搬出までの流れ →

① 会場内で不要品を確認する

日 時:5月25日(土)

午前9時~正午 午後1時~午後3時

場 所: 五輪坊(受付は、正面玄関)

※対象者は市民の方、自治会、市内事業者に限ります。

(当日身分証で確認します。)

注意事項

※少雨決行、荒天にて中止の場合は前日までに HP にてお知らせします。



- ・譲渡を希望する不要品がある方は受付にある「五輪坊不要品無 償譲渡会申込書」を受け取り、内容を記入してください。
- ・会場に用意している用紙に整理番号を書き、不要品に貼り付けしてください。(個人は1人5点、団体は1団体5点まで)

※譲渡は先着順になりますので、すでに番号が記載された用紙が張り付けてある不要品には貼り付けないでください。



- ④ 確認後、各自搬出してください
- ・対象の不要品をご自身で搬出してください。
- ・市では工具・台車等の貸し出しや搬出のお手伝いはできませ んのでご了承ください。
- ※不要品を搬出する毎に、受付で職員に確認を受けてください。



- ③ 選び終わったら、受付の職員にお声がけください
- ・受付にて内容の確認を受けてください。
- ・職員による確認後、車を移動して搬出の準備をしてください。

※希望する不要品がない場合は受付の職員にお声がけの上、お帰り下さい。

- ・不要品は現状引き渡しとし、搬出の作業中に破損した場合、引渡し後の不調や故障、隠れた瑕疵等についての補償、返品等は一切受け付けません。
- ・譲渡を受けた不要品は、譲渡人が使用する目的でのみ使用できるものとします。
- ・不要品は適切に使用・処分するものとし、不法投棄等違法行為や転売等の行為も行わないでください。

担当課:産業政策部 商工政策課 72-6695